

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 一
- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 一
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 三
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (二件) (東部地方振興事務所) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五

告 示

○宮城県告示第五百四十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和五年 十月二日	大郷町 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	大郷町開発センター
同 十月三日	大郷町 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	大郷町開発センター
同 十月六日	大衡村 全 域	午前10時30分から 正午まで	大衡村役場公用車庫

十月十一日	同	松島町 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	松島町文化観光交流館
十月十六日	同	多賀城市 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	さんみらい多賀城イベント プラザ(STEP)
十月十七日	同	多賀城市 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	さんみらい多賀城イベント プラザ(STEP)
十月二十四日	同	富谷市 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	富谷市役所一階 市民交流 ホール
十月二十五日	同	富谷市 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	富谷市役所一階 市民交流 ホール
十月三十日	同	大和町 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	大和町役場車庫
十月三十一日	同	大和町 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	大和町役場車庫

○宮城県告示第五百四十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和五年八月二十二日から令和五年九月五日まで縦覧に供する。

令和五年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 東松島市大塚字大塚六十八 後藤 晃 東松島市新東名二丁目六 一 四 青砥 光徳	加入区 鳴瀬加入区 漁船損害等補償法第十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称 宮城県漁業協同組合鳴瀬支所 東松島市新東名四丁 目十四ー四

○宮城県告示第五百四十七号
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和五年八月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和五年八月十七日	今野 善勝	二級建築士	第四千七百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	菅原 武司	二級建築士	第四千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	金野 昭	二級建築士	第三千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	及川 吾郎	二級建築士	第三千五百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	菅谷 胞典	二級建築士	第三千四百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	阿部 好昭	二級建築士	第三千七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	小野寺 英	二級建築士	第二千八百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐久間 幸雄	二級建築士	第二千八百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	小幡 隆雄	二級建築士	第二千七百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	青田 孝雄	二級建築士	第二千六百二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	檜崎 英男	二級建築士	第二千五百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	森谷 繁	二級建築士	第九百号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	鈴木 瑞雄	二級建築士	第七百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐藤 喜久夫	二級建築士	第四百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	舟山 廣	二級建築士	第九百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	鈴木 基滋	二級建築士	第九百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	菊地 清助	二級建築士	第四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	渡辺 良平	二級建築士	第四百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由

令和五年八月十七日	菅野 正一	二級建築士	第七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	半澤 知三	二級建築士	第九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	米倉 啓	二級建築士	第三千七百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐藤 三義	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	平塚 光郎	二級建築士	第二千九百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	小川 和夫	二級建築士	第二千九百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐々木 信次	二級建築士	第五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	岩見 光	二級建築士	第九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	江口 好美	二級建築士	第八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	伊藤 次男	二級建築士	第九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	星 正明	二級建築士	第五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	今野 勝清	二級建築士	第四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	土橋 徳義	二級建築士	第九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	高橋 静雄	二級建築士	第九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐藤 勇	木造建築士	七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	郷古 勝雄	二級建築士	第七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	藤田 幸治	二級建築士	第六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐藤 登	二級建築士	第九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	平 仁二	二級建築士	第六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	吉田 信也	二級建築士	第十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	一号	二級建築士	一号	第三号に該当するため

令和五年八月十七日	吉田 徳司	二級建築士	第五千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐竹 利	二級建築士	第五千七百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	白澤 努	二級建築士	第五千八百八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	寒河江 詔治	二級建築士	第五千五百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	但木 勲	二級建築士	第五千七百七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	小野 春利	二級建築士	第四千九百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	山田 朝邦	二級建築士	第四千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	河村 光正	二級建築士	第四千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	井上 代志	二級建築士	第四千七百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	阿部 隆一	二級建築士	第四千六百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	小野 正文	二級建築士	第四千五百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	伊藤 伸幸	二級建築士	第四千五百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	水本 信夫	二級建築士	第四千五百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	小岩 良一	二級建築士	第八千四百一十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	尾形 清幸	二級建築士	第七千八百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	今野 俊夫	二級建築士	第六千五百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	三浦 陸徳	二級建築士	第六千三百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	加藤 政義	二級建築士	第六千九百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	吉村 安郎	二級建築士	第五千八百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	中澤 義己	二級建築士	第四千四百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第五百四十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年八月十七日	猪野 健一	二級建築士	第一万一千六百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐藤 哲雄	二級建築士	第一万九百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	千葉 栄喜	二級建築士	第九千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	渋谷 健治	二級建築士	第八千六百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐藤 正徳	二級建築士	第八千三百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	藤嶋 實	二級建築士	第八千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	千葉 清志	二級建築士	第八千三百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	齊藤 健一	二級建築士	第八千八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	佐々木 正貴	二級建築士	第八千二百二七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	小松 善男	二級建築士	第七千五百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	井上 経勝	二級建築士	第七千四百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	門間 幸一	二級建築士	第六千七百九十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	森谷 益夫	二級建築士	第六千七百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	岩井 隆太郎	二級建築士	第六千五百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	菅原 清美	二級建築士	第六千三百四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	千葉 勝敏	二級建築士	第六千三百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	笠原 吉太郎	二級建築士	第六千九百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和五年八月十七日	関 進	二級建築士	第六千九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和五年八月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 駒 井 達 貴

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年七月二十四日	佐藤 浩之	加美郡加美町羽場字屋敷二十四番地	監事
令和五年七月二十四日	佐々木 庄一	大崎市松山須摩屋字天道原五十二番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年五月十四日	高橋 新市	加美郡加美町羽場字屋敷五十番地	監事

○宮城県告示第五百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市北方土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年八月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年七月二十日	高橋 武一郎	石巻市桃生町太田字薬田百三十三番地	理事
令和五年七月二十日	三浦 尊徳	石巻市三輪田字竹ノ迫六番地	理事
令和五年七月二十日	高橋 宏志	石巻市桃生町新田字西町二十番地	理事
令和五年七月二十日	山内 和彦	石巻市飯野字外吉野四十八番地	理事
令和五年七月二十日	西條 和則	石巻市桃生町牛田字雷百五十一番地	理事

令和五年七月二十日

及川 英一郎

石巻市小船越字二子北上一番地三

理事

令和五年七月二十日

千葉 栄光

石巻市飯野字高屋敷二十三番地

理事

令和五年七月二十日

梶原 敏彦

石巻市大森字町四十二番地

理事

令和五年七月二十日

高橋 勝

石巻市桃生町神取字屋敷四番地一

理事

令和五年七月二十日

佐々木 正利

石巻市桃生町城内字西嶺三十三番地

理事

令和五年七月二十日

佐藤 隆一

石巻市小船越字四番一江百三十三番地五

理事

令和五年七月二十日

二 佐々木 一浩

石巻市桃生町永井字新山五十七番地

理事

令和五年七月二十日

高橋 伸輔

石巻市桃生町高須賀字下畑六十番地

理事

令和五年七月二十日

武山 学

石巻市小船越字屋浦十八番地三

監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年七月十九日	高橋 武一郎	石巻市桃生町太田字薬田百三十三番地	理事
令和五年七月十九日	三浦 尊徳	石巻市三輪田字竹ノ迫六番地	理事
令和五年七月十九日	高橋 宏志	石巻市桃生町新田字西町二十番地	理事
令和五年七月十九日	山内 和彦	石巻市飯野字外吉野四十八番地	理事
令和五年七月十九日	西條 和則	石巻市桃生町牛田字雷百五十一番地	理事
令和五年七月十九日	及川 英一郎	石巻市小船越字二子北上一番地三	理事
令和五年七月十九日	千葉 栄光	石巻市飯野字高屋敷二十三番地	理事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年七月十九日	高橋 武一郎	石巻市桃生町太田字薬田百三十三番地	理事
令和五年七月十九日	三浦 尊徳	石巻市三輪田字竹ノ迫六番地	理事
令和五年七月十九日	高橋 宏志	石巻市桃生町新田字西町二十番地	理事
令和五年七月十九日	山内 和彦	石巻市飯野字外吉野四十八番地	理事
令和五年七月十九日	西條 和則	石巻市桃生町牛田字雷百五十一番地	理事
令和五年七月十九日	及川 英一郎	石巻市小船越字二子北上一番地三	理事
令和五年七月十九日	千葉 栄光	石巻市飯野字高屋敷二十三番地	理事

令和五年七月十九日	梶原敏彦	石卷市大森字町四十二番地	理事
令和五年七月十九日	佐々木正利	石卷市桃生町城内字西嶺三十三番地	理事
令和五年七月十九日	高橋伸輔	石卷市桃生町高須賀字下畑六十番地	理事
令和五年七月十九日	鈴木博	石卷市桃生町神取字屋敷三十九番地	理事
令和五年七月十九日	星茂	石卷市小船越字大縄場百三十九番地	理事
令和五年七月十九日	森山徹	石卷市桃生町永井字新山四十六番地	理事
令和五年七月十九日	武山学	石卷市小船越字屋浦十八番地三	監事
令和五年七月十九日	阿部秀治	石卷市桃生町中津山字内八木十五番地	監事
令和五年七月十九日	榑田有司	石卷市桃生町檜崎字東館五十番地	監事

○宮城県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米吉田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年八月二十二日

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
令和五年七月三十一日	堀内邦彦	登米市米山町字桜岡貝待井四百四十三番地一	監事
令和五年七月三十一日	高橋真一	登米市登米町小島西岡谷地百三十番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
-------	----	----	-----

宮城県東部地方振興事務所
所長 石川佳洋

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年八月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村井嘉浩
多賀城市市川字伏石十五番一の一部、十六番二、十六番四、十七番、十七番一、十七番三、十八番、十九番一、二十番一、二十一番一、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番一、二十七番一、二十八番一、二十九番一、三十番一、三十一番一、三十二番一、三十二番二、三十三番一、三十三番三、三十四番一、三十四番四の一部、十八番地先の道の一部、三十一番一地先の水の一部

仙台市青葉区錦町一丁目十二番三号
株式会社リトルベアー

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

令和五年七月三十日	堀内邦彦	登米市米山町字桜岡貝待井四百四十三番地一	監事
令和五年七月三十日	高橋保勇	登米市登米町大字日根牛五郎峯三十三番地	監事
令和五年七月三十日	高橋真一	登米市登米町小島西岡谷地百三十番地	監事